

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022年9月20日実行委員会】

改定点 (4点)

- 1 陽性者の隔離期間の短縮 (9月5日通達済)
- 2 声出し応援席 50%、その他観戦エリア 100%とする入場可能数の上限の緩和 (9月9日通達済)
- 3 情報開示基準の見直し
- 4 重要事象報告の対象の見直し

赤字が改定点

特記のない場合、プロトコル7ではレベル1、レベル2双方を改定

1、陽性者の隔離期間の短縮 (9月5日通達済)

No	現行版	9/20 改定	改定ポイント																						
(1)	<p>プロトコル1：感染予防と、感染への対処</p> <p>19.陽性判定からの復帰</p> <p>(1) 厚生労働省の基準 (参考：厚労省公式サイトを見る)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>厚生労働省による例示</th> <th>メモ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">有症状</td> <td>発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 発症日を0日目としてカウント たとえば2日目に軽快すれば、10日目に検査なしで退院可能 </td> </tr> <tr> <td>症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔を空け2回のPCR検査で陰性を確認</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 発症日を0日目としてカウント たとえば2日目に軽快し、3日目、4日目に検査して陰性確認すれば退院可能 </td> </tr> <tr> <td>無症状</td> <td>検体採取日から7日間経過 10日経過までは検温等健康状態を経過観察</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 検体採取日を0日目としてカウント </td> </tr> </tbody> </table>		厚生労働省による例示	メモ	有症状	発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過	<ul style="list-style-type: none"> 発症日を0日目としてカウント たとえば2日目に軽快すれば、10日目に検査なしで退院可能 	症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔を空け2回のPCR検査で陰性を確認	<ul style="list-style-type: none"> 発症日を0日目としてカウント たとえば2日目に軽快し、3日目、4日目に検査して陰性確認すれば退院可能 	無症状	検体採取日から7日間経過 10日経過までは検温等健康状態を経過観察	<ul style="list-style-type: none"> 検体採取日を0日目としてカウント 	<p>プロトコル1：感染予防と、感染への対処</p> <p>19.陽性判定からの復帰</p> <p>(1) 厚生労働省の基準 (参考：厚労省公式サイトを見る)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>厚生労働省による例示</th> <th>メモ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">有症状</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 発症日から 7日間経過し、かつ症状軽快後 24時間経過 ただし入院した場合は10日間経過後、かつ症状軽快後72時間経過 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 発症日を0日目としてカウント たとえば2日目に軽快すれば、8日目に検査なしで退院可能 </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔を空け2回のPCR検査で陰性を確認 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 発症日を0日目としてカウント たとえば2日目に軽快し、3日目、4日目に検査して陰性確認すれば退院可能 </td> </tr> <tr> <td>無症状</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 検体採取日から5日目に検査キットで陰性を確認した場合6日目から解除可 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 検体採取日を0日目としてカウント 検査キットは体外診断用医薬品(抗原定性検査)を使用すること可 </td> </tr> </tbody> </table>		厚生労働省による例示	メモ	有症状	<ul style="list-style-type: none"> 発症日から 7日間経過し、かつ症状軽快後 24時間経過 ただし入院した場合は10日間経過後、かつ症状軽快後72時間経過 	<ul style="list-style-type: none"> 発症日を0日目としてカウント たとえば2日目に軽快すれば、8日目に検査なしで退院可能 	<ul style="list-style-type: none"> 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔を空け2回のPCR検査で陰性を確認 	<ul style="list-style-type: none"> 発症日を0日目としてカウント たとえば2日目に軽快し、3日目、4日目に検査して陰性確認すれば退院可能 	無症状	<ul style="list-style-type: none"> 検体採取日から5日目に検査キットで陰性を確認した場合6日目から解除可 	<ul style="list-style-type: none"> 検体採取日を0日目としてカウント 検査キットは体外診断用医薬品(抗原定性検査)を使用すること可 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年9月7日付厚労省事務連絡に基づく新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し (通達済)
	厚生労働省による例示	メモ																							
有症状	発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過	<ul style="list-style-type: none"> 発症日を0日目としてカウント たとえば2日目に軽快すれば、10日目に検査なしで退院可能 																							
	症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔を空け2回のPCR検査で陰性を確認	<ul style="list-style-type: none"> 発症日を0日目としてカウント たとえば2日目に軽快し、3日目、4日目に検査して陰性確認すれば退院可能 																							
無症状	検体採取日から7日間経過 10日経過までは検温等健康状態を経過観察	<ul style="list-style-type: none"> 検体採取日を0日目としてカウント 																							
	厚生労働省による例示	メモ																							
有症状	<ul style="list-style-type: none"> 発症日から 7日間経過し、かつ症状軽快後 24時間経過 ただし入院した場合は10日間経過後、かつ症状軽快後72時間経過 	<ul style="list-style-type: none"> 発症日を0日目としてカウント たとえば2日目に軽快すれば、8日目に検査なしで退院可能 																							
	<ul style="list-style-type: none"> 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔を空け2回のPCR検査で陰性を確認 	<ul style="list-style-type: none"> 発症日を0日目としてカウント たとえば2日目に軽快し、3日目、4日目に検査して陰性確認すれば退院可能 																							
無症状	<ul style="list-style-type: none"> 検体採取日から5日目に検査キットで陰性を確認した場合6日目から解除可 	<ul style="list-style-type: none"> 検体採取日を0日目としてカウント 検査キットは体外診断用医薬品(抗原定性検査)を使用すること可 																							

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022年9月20日実行委員会】

No	現行版	9/20 改定	改定ポイント
		<ul style="list-style-type: none"> （検査をしない場合）検体採取日から7日間経過 <p>※症状がある方は10日間、無症状の方は7日間は感染リスクが残存する。よって検温、高齢者等の重症化リスクのある方との接触の回避、感染リスクの高い行動を控えていただく等、自主的な感染予防行動を徹底する</p> <p>※療養期間中の外出自粛について、有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、<u>食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えない</u></p>	

2、声出し応援席 50%、その他観戦エリア 100%とする入場可能数の上限の緩和（9月9日通達済）

No	現行版	9/20 改定	改定ポイント
(2)	<p>プロトコル3：Jクラブの活動段階と、定期検査</p> <p>26. Jリーグにおける入場者数の制限の考え方と前提となる感染防止策</p> <p>(1) 入場者数の制限、ビジター席の考え方</p> <p>① 緊急事態宣言対象区域では、政府もしくは都道府県が指定する安全計画（以下、安全計画）策定のもと、Jリーグスタジアム基準に定める入場可能数※（以下、入場可能数）を上限10,000人とする</p> <p>② ただし、①について、政府もしくは都道府県が指定する上限を上回る人数を対象とした検査の実施（以下、検査実施）もしくはワクチン・検査パッケージを導入した場合、上限を超えて来場が認められる場合がある</p>	<p>プロトコル3：Jクラブの活動段階と、定期検査</p> <p>26. Jリーグにおける入場者数の制限の考え方と前提となる感染防止策</p> <p>(1) 入場者数の制限、ビジター席の考え方</p> <p>① 緊急事態宣言対象区域では、政府もしくは都道府県が指定する安全計画（以下、安全計画）策定のもと、Jリーグスタジアム基準に定める入場可能数※（以下、入場可能数）を上限10,000人とする</p> <p>② ただし、①について、政府もしくは都道府県が指定する上限を上回る人数を対象とした検査の実施（以下、検査実施）もしくはワクチン・検査パッケージを導入した場合、上限を超えて来場が認められる場合がある</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年9月8日付基本的対処方針の改定に伴うスタジアム入場可能数上限「声出し応援席 50%、その他観戦エリア 100%」への緩和 9月9日付で上記政府方針を反映した「声出し応援に関するガイドライン」を第3版へ改定、通達済み

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022年9月20日実行委員会】

No	現行版	9/20 改定	改定ポイント
	<p>③ その他の都道府県では、安全計画作成もと、入場可能数に制限は設けず 100%まで可とする</p> <p>④ 原則、ビジター席を設置する（発売チケット数の 3%を下限とする）</p> <p>⑤ ただし、政府や都道府県が追加的に都道府県単位での往来自粛の要請を明確に表明した場合は、Jリーグが指定する手続きを行うことでビジター席の設置なしが容認される。該当する場合は、相手チームならびにJリーグへ連絡すること</p> <p>⑥ 自治体独自で緊急事態宣言や経過措置が講じられている場合、具体的なイベント制限の方針がある場合は原則として自治体の方針に従う。該当する場合は、相手チームならびにJリーグへ報告すること</p> <p>⑦ 本ガイドラインは、令和4年3月17日付「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」ならびに同日発行の関連通知に準拠する</p> <p>※ 入場可能数： Jリーグスタジアム基準に定めるホームゲーム開催時に入場可能な人数</p> <p>※ 芝生席や立ち見席は、安全性等についてJリーグが検査し、特段の支障がないと認められる場合には観客席とみなすことができ</p>	<p>③ その他の都道府県では、安全計画作成もと、入場可能数に制限は設けず 100%まで可とする</p> <p>④ 原則、ビジター席を設置する（発売チケット数の 3%を下限とする）</p> <p>⑤ ただし、政府や都道府県が追加的に都道府県単位での往来自粛の要請を明確に表明した場合は、Jリーグが指定する手続きを行うことでビジター席の設置なしが容認される。該当する場合は、相手チームならびにJリーグへ連絡すること</p> <p>⑥ 自治体独自で緊急事態宣言や経過措置が講じられている場合、具体的なイベント制限の方針がある場合は原則として自治体の方針に従う。該当する場合は、相手チームならびにJリーグへ報告すること</p> <p>⑦ <u>声出し応援席を設置する場合、声出し応援エリア内における入場可能数は、エリア内に設置できる入場可能数の50%を上限とし、座席間隔を1席以上空ける。声出し応援席以外の観戦エリアは入場可能制限を設けず 100%まで可とする。声出し応援席を設置する場合はプロトコル7に定める「声出し応援席の設定」に基づき運営する。</u></p> <p>⑧ 本ガイドラインは、令和4年3月17日付「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」ならびに同日発行の関連通知に準拠する</p> <p>※ 入場可能数： Jリーグスタジアム基準に定めるホームゲーム開催時に入場可能な人数</p> <p>※ 芝生席や立ち見席は、安全性等についてJリーグが検査し、特段の支障がないと認められる場合には観客席とみなすこと</p>	

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022年9月20日実行委員会】

No	現行版	9/20 改定	改定ポイント
	る。観客席とみなされた場合は入場可能数に加えることができる。	ができる。観客席とみなされた場合は入場可能数に加えることができる。	

3、情報開示基準の見直し【新規】（9月20日審議後より適用）

No	現行版	9/20 改定	改定ポイント
(3)	<p>プロトコル2：情報開示 情報開示の考え方 22.情報開示にあたって</p> <p>(1) 感染症法が要請する情報開示</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症は感染症法に定める「指定感染症」です 新感染症に関する情報の開示がどう扱われるべきか。こちらをぜひご一読ください <p>(2) 都道府県による情報開示</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県は、感染症の予防や治療に必要な情報として、感染発生状況などを積極的に公表することを求められています（感染症法16条） その際、感染症に関連してかつて患者やその家族等に対するいわれのない差別や偏見が存在した教訓から、個人の人権が損なわれることのないよう、情報保護等には十分留意が必要です（同前文、4条、16条） 「病歴」は個人情報のなかでも極めてセンシティブな、プライバシーがより保護されるべき情報です 都道府県は、概ね以下のような項目を発表しています（バラツキあり） 	<p>プロトコル2：情報開示 情報開示の考え方 22.情報開示にあたって</p> <p>(1) 感染症法が要請する情報開示</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症は感染症法に定める「指定感染症」です 新感染症に関する情報の開示がどう扱われるべきか。こちらをぜひご一読ください <p><u>(2) (削除)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年9月6日付厚労省事務連絡「With コロナの新たな段階への移行に向けた療養の考え方の見直しについて」において、9月26日より全国一律で「発生届」の対象を重症化リスクを伴う65歳以上もしくは入院を要する者など4類型に限定、全数届出が見直された 上記により、感染症法に定める情報開示が前提としている「発生届」の対象が限定的となった点や、同法の情報開示の目的とされている新型コロナウイルス感染症に対する感染リスク行動や各種対策、また情報取得

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022年9月20日実行委員会】

No	現行版	9/20 改定	改定ポイント
	<p>✓ 年代、性別、職業、居住地、経過・症状、行動歴、濃厚接触者の状況、渡航歴</p> <p>✓ とくに職業の表現方法など、十分に調整してください</p> <p>✓ 記述例：スポーツ選手、サッカー選手、自営業（サッカーチーム関係者）、サッカー選手（●●FC所属）</p> <p>(3) 個人名は原則非公開とします</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染者本人に公開の意志がある場合、これを尊重する（公表してよい）が、その場合も家族・関係者などがいわれのない扱いを受けたりするなど、多大な影響が及ぶ可能性なども十分考慮されたうえで、慎重にご判断ください。 匿名での発表でも、社会的責任を果たすことができます。 Jクラブが保健所による積極的疫学調査（同15条による調査）に全面的かつ速やかに協力していることが前提です。行動記録や施設の見取り図などを、速やかに提供できるよう準備してください 日頃から健康管理、感染リスク管理をしていることもまた、前提となります 従業員から感染者が出た企業などに対して、保健所が公表を指示することはありません。また企業が自主的に公表する場合は、個人情報や人権に十分配慮し、保健所と連携することが求められます <p>VII. 情報発信の基準。発信例</p> <p>23.基準</p> <p>(1) Jリーグは、定期検査を実施する場合、定期的に検査の結果を公表します。公表内容は次のとおりです ※2022年1月より、定期検査の導入に伴い以下を適用する</p>	<p>(3) <u>感染を公表する場合においても</u>個人名は原則非公開とします</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染者本人に公開の意志がある場合、これを尊重する（公表してよい）が、その場合も家族・関係者などがいわれのない扱いを受けたりするなど、多大な影響が及ぶ可能性なども十分考慮されたうえで、慎重にご判断ください。 匿名での発表でも、社会的責任を果たすことができます。 Jクラブが保健所による積極的疫学調査（同15条による調査）に全面的かつ速やかに協力していることが前提です。行動記録や施設の見取り図などを、速やかに提供できるよう準備してください 日頃から健康管理、感染リスク管理をしていることもまた、前提となります 従業員から感染者が出た企業などに対して、保健所が公表を指示することはありません。また企業が自主的に公表する場合は、個人情報や人権に十分配慮し、保健所と連携することが求められます <p>VII. 情報発信の基準。発信例</p> <p>23.基準</p> <p>(1) Jリーグは、定期検査を実施する場合、定期的に検査の結果を公表します。公表内容は次のとおりです ※2022年1月より、定期検査の導入に伴い以下を適用する</p> <ul style="list-style-type: none"> クラブより報告された検査総数、陰性数、陽性確定数等のうち、個人情報が特定されない範囲に総括され 	<p>方法が一定程度既に国民の知るところとなっている点に鑑み、リーグ全体で陽性発生のたびに情報開示を行うことによる公衆衛生への役割が限定的となったと判断。本来、病歴は個人情報であることから、情報開示基準を以下に見直した</p>

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022年9月20日実行委員会】

No	現行版	9/20 改定	改定ポイント												
	<ul style="list-style-type: none"> クラブより報告された検査総数、陰性数、陽性確定数等のうち、個人情報that特定されない範囲に総括された、リーグ全体としての情報 <p>(2) Jリーグ/クラブ等は、関係者が定期検査を含む新型コロナウイルス感染症の検査で陽性になった場合、発表する範囲は、原則として <u>Jリーグ規約第47条[届出義務]①と③</u>（ただし②を除く）に記載されている競技関係者、ならびにその他の関係者においては、特別に不特定多数への周知が必要な場合とします。詳細は次項の対象者別のガイドラインをご参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> プライバシー保護に配慮し、個人名は、原則として公表しません。 <u>2022年3月16日付の厚労省の通知</u>に伴い、事業所（クラブ運営会社等）に対する保健所の積極的疫学調査が限定的となりました。そこで、クラブ役職員の公表については、公表すべきケースを次項に明記のうえで、それ以外のケースについては所属元の事業所の任意とする方針へ見直しました。 <p>(3) Jリーグ/クラブ等の関係者が濃厚接触者に指定された場合の発表有無及び発表内容は、当該団体が決定します</p> <p>(4) Jリーグ/クラブ等においてクラスター発生等、重大かつ社会的影響の大きな事案が生じた場合、当基準と異なる対応をとることがあります</p>	<p>た、リーグ全体としての情報</p> <p>(2) Jリーグ/クラブ等は、関係者が定期検査を含む新型コロナウイルス感染症の検査で陽性になった場合、<u>発表する範囲は、特別に不特定多数への周知が必要な場合とします。詳細は次項のガイドラインをご参照ください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> プライバシー保護に配慮し、<u>感染を公表する場合も</u>、個人名は、原則として公表しません。 <u>2022年3月16日付の厚労省の通知</u>に伴い、事業所（クラブ運営会社等）に対する保健所の積極的疫学調査が限定的となりました。そこで、クラブ役職員の公表については、公表すべきケースを次項に明記のうえで、それ以外のケースについては所属元の事業所の任意とする方針へ見直しました。 <u>2022年9月6日付の厚労省の通知に伴い、情報公開の前提となる発生届の報告対象が限定的となったことに伴い、Jリーグ規約第47条[届出義務]①と③（ただし②を除く）に記載されている競技関係者の罹患時においても、公表基準をチーム・事業所の活動、試合開催等への直接的な影響が生じた場合、または保健所等公的機関からのクラスター認定を受けた場合等の重大な社会的影響が生じた場合に限定する方針へ見直しました。</u> <p><u>(3)(4)（削除）</u></p>													
	<p>24.関係者が陽性判定を受けた場合の発表方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象者</th> <th>発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>トップチームの選手、コーチングスタッフ、アスレティックトレーナー、マッサー等、Jリーグ第47条①と③に</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 所属クラブが発表する ただし、代表活動、入院中、シーズンオフ期間、日本への入国前に罹患するなどして、チーム関係者と一切接触のない者 </td> </tr> </tbody> </table>		対象者	発表	1	トップチームの選手、コーチングスタッフ、アスレティックトレーナー、マッサー等、Jリーグ第47条①と③に	<ul style="list-style-type: none"> 所属クラブが発表する ただし、代表活動、入院中、シーズンオフ期間、日本への入国前に罹患するなどして、チーム関係者と一切接触のない者 	<p>24.関係者が陽性判定を受けた場合の発表方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象者</th> <th>発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>クラブ関係者</u> <u>（トップチーム選手・コーチ、クラブスタッフ</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <u>トップチーム選手、コーチングスタッフを含む全てのクラブ関係者について、発表の有無は所属クラブが決定する</u> </td> </tr> </tbody> </table>		対象者	発表	1	<u>クラブ関係者</u> <u>（トップチーム選手・コーチ、クラブスタッフ</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>トップチーム選手、コーチングスタッフを含む全てのクラブ関係者について、発表の有無は所属クラブが決定する</u> 	
	対象者	発表													
1	トップチームの選手、コーチングスタッフ、アスレティックトレーナー、マッサー等、Jリーグ第47条①と③に	<ul style="list-style-type: none"> 所属クラブが発表する ただし、代表活動、入院中、シーズンオフ期間、日本への入国前に罹患するなどして、チーム関係者と一切接触のない者 													
	対象者	発表													
1	<u>クラブ関係者</u> <u>（トップチーム選手・コーチ、クラブスタッフ</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>トップチーム選手、コーチングスタッフを含む全てのクラブ関係者について、発表の有無は所属クラブが決定する</u> 													

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022年9月20日実行委員会】

No	現行版		9/20 改定		改定ポイント	
2	定める対象者	で、解散日、出発日、入院日のいずれかから3日後以降から所属チームへの合流前に罹患した場合は、公表の対象から外してよい	等を含む)	Jリーグ担当審判員	<ul style="list-style-type: none"> ただし以下①～⑥のいずれかに該当する場合には公表することが望ましい ① 自治体や保健所、社外の関係先等から個別に公表協力があつた場合 ② 不特定多数の者が2次感染となりえる状況で罹患した、または罹患した疑いのある場合 ③ 罹患に伴い事業所を営業停止する場合 ④ 罹患に伴いチーム活動を停止する場合 ⑤ 罹患に伴い試合が中止となる場合 ⑥ その他、重大な社会的影響が生じ、公表の必要性がある場合 	
	2 アカデミー、女子、スクールの選手	<ul style="list-style-type: none"> 発表の有無は、所属クラブが決定する 学校や勤務先との関係、及び本人のプライバシー等を、慎重に考慮する 				<ul style="list-style-type: none"> なお、アカデミー、スクール、運営関係者、試合運営に協力するボランティアスタッフ等の発表の有無は、クラブと当人の所属先が十分調整したうえで決定する。その際、当人の業務範囲、影響範囲、学校や勤務先との関係、及び本人のプライバシー等を慎重に考慮する
	3 その他のクラブ関係者（上記1以外の、クラブ役職員、アカデミーコーチ等）	<ul style="list-style-type: none"> 発表の有無は、所属クラブが決定する ただし、以下の場合は公表を原則とする ① クラスター認定がなされた場合 ② 自治体や保健所、社外の関係先等から個別に公表協力があつた場合 ③ 不特定多数の者が2次感染となりえる状況で罹患した場合 ④ 罹患に伴い事業所を営業停止する場合 ⑤ その他、客観的に必要と判断できる場合 				<ul style="list-style-type: none"> ① 自治体や保健所、社外の関係先等から個別に公表協力があつた場合 ② 不特定多数の者が2次感染となりえる状況で罹患した場合
	4 Jリーグ担当審判員	<ul style="list-style-type: none"> J F Aが発表する 				<ul style="list-style-type: none"> J F Aが発表を決定する
	5 リーグ役職員	以下の場合は公表を原則とする <ul style="list-style-type: none"> ① クラスター認定がなされた場合 ② 自治体や保健所、社外の関係先等から個別に公表協力があつた場合 ③ 不特定多数の者が2次感染となりえる状況で罹患した場合 ④ 罹患に伴い事業所を営業停止する場合 ⑤ その他、客観的に必要と判断でき 				以下の場合は公表を原則とする <ul style="list-style-type: none"> ① 自治体や保健所、社外の関係先等から個別に公表協力があつた場合 ② 不特定多数の者が2次感染となり

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022年9月20日実行委員会】

No	現行版	9/20 改定	改定ポイント
	る場合		
6	ビジネススタッフ（クラブ） ※クラブとの関係で試合運営に協力する企業・団体のスタッフ、ボランティア等		える状況で罹患した場合 ③ 罹患に伴い事業所を営業停止する場合 ④ その他、客観的に必要と判断できる場合
7	ビジネススタッフ（リーグ） ※リーグとの関係で試合運営に協力する企業・団体のスタッフ、ボランティア等		・ <u>主管者（クラブ・リーグ）が、どの試合のどの座席で発生したが、聞き取り調査ならびに発表することがある</u> ・ 不特定多数に対して発表する場合は保健所と十分に協議し、 <u>スタジアム管理者に対し確認を行う</u> ・ <u>個人情報特定される発信は行わない（座席番号の公表は控え、ゾーン・エリアまでとする、など）</u>
8	試合観戦者	4 試合観戦者	
	・ 濃厚接触者を特定するためにクラブが、どの試合のどの座席で発生したが、発表することがある ・ 発表に先だて、保健所と十分に協議する	5 上記の当事者の家族・同居人	・ 発表しない
9	上記の当事者の家族・同居人		
25.感染に関する発表の例 (1) 発表の例 本日、当クラブトップチーム所属の選手（30代）が、新型コロナウイルス感染症のPCR検査で陽性判定を受けましたので、下記にてお知らせいたします。		25.感染に関する発表の例 <u>別途、広報担当に配布するマニュアルを参考とする</u>	
<ul style="list-style-type: none"> 2020年4月5日にPCR検査を受けたところ、新型コロナウイルス陽性と確認されました。 本人に微熱はあるものの大事にいたっておらず、隔離のうえ体調回復につとめております。またクラブの中にかぜ症状などを示している者はありません。 ただいま保健所に協力して、濃厚接触者をリストアップしています。発症日（4/1）の2日前から接触が対象と伺い、3/31と4/1にチームトレーニングに参加した全員を、4/14まで自宅隔離しました。引き続き3/31以降の行動記録について保健所に提出して参ります。 			

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022年9月20日実行委員会】

No	現行版	9/20 改定	改定ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健所によりますと、3/30より以前の接触は、濃厚接触に当たらないとのこと。また濃厚接触者の家族・同居人で発熱などの症状がない者は、普通に行動してよいと伺いました。しかし念のため当クラブより、濃厚接触者の家族・同居人にも自主隔離をお願いしております。 ● クラブ事務所、トレーニンググラウンドは昨日から閉鎖しております。保健所の指導のもと消毒をおこなったのち、再開させて参ります。 ● 当クラブは日頃より、感染拡大防止に取り組んでおりましたが、今後いっそう引き締めて安全確保に努めて参る所存です。 <p>発症日2日前からの行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 3月30日（月）：OFF。午前、午後は家族と過ごす。夜、●●市内で友人2人と食事。 ● 3月31日（火）：トレーニング参加。体温36.5℃。午後から夜は家族と過ごす。 ● 4月1日（水）：トレーニング参加。夕方、発熱38.2℃、倦怠感あり【発症】。 ● 4月2日（木）：自主隔離を開始。体温38.4℃。喉に違和感。匂いと味を感じにくい。 ● 4月3日（金）：体温37.9℃。チームドクター所属の病院Aを受診。経過観察。 ● 4月4日（土）：体温38.2℃（発熱4日目）。症状継続のため医療機関Bを受診。CT実施も肺炎所見なし。 ● 4月5日（日）：帰国者・接触者相談センターへ相談し、帰国者・接触者外来を受診。PCR検査実施。 ● 4月6日（月）：PCR検査の陽性判定。入院治療へ <p>なおJリーグは、該当者のプライバシー及び人権保護の観点から、個人名の公開は原則として差し控えております。但し、該当者の意志は尊重いたします。他方、感染拡大の防止については、保健所に対し必要な情報を迅速にご提供するなど最大限、協力して参ります。</p> <p>どうぞご理解賜りますよう、お願い申し上げます。</p> <p>(2) 発表項目チェックリスト ※ クラブ広報担当者はこちらも参考ください</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 属性（クラブとの関係、立場） 		

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022年9月20日実行委員会】

No	現行版	9/20 改定	改定ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> • 経過・症状 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 発症日、初期症状（発熱/咳/倦怠感/味嗅覚障害/咽頭痛/胸痛など） ✓ 医療機関受診した場合は順に「医療機関 A」「医療機関 B」、とする（匿名で OK） ✓ 医療機関所見（肺炎所見の有無、など） ✓ PCR 検査日、陽性判定日 ✓ 現在の容体（上記諸症状、軽症か中度か、治療方針等） ✓ 現在の隔離状況（入院か、自宅隔離か、等） • 発症 2 日前～発表日までの行動履歴（TR 参加等） • 感染経路について判明していること <ul style="list-style-type: none"> ✓ 友人が●月●日に陽性判定、●日前に食事を共にした、など • 関係者の状況、容体 <ul style="list-style-type: none"> ✓ クラブ関係者に症状のあるものはいるか、容体は ✓ 濃厚接触者、疑い者の取り扱い（隔離指示等） ✓ クラブの活動停止など • 保健所、自治体との連携状況 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 施設消毒の実施状況 ✓ 濃厚接触者の調査状況 • 今後について <ul style="list-style-type: none"> ✓ クラブとしての感染拡大への取り組み ✓ 活動停止スケジュールなど 		

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022年9月20日実行委員会】

4、重要事象報告の対象の見直し【新規】（9月20日審議後より適用）

No	現行版	9/20 改定	改定ポイント												
(4)	<p>プロトコル1：感染予防と、感染への対処</p> <p>VI.重要事象報告（Jリーグと専門家チームへの報告・相談）</p> <p>21.重要事象報告</p> <p>(1) 2021年12月14日以降の運用</p> <table border="1" data-bbox="255 464 1005 1166"> <tr> <td data-bbox="255 464 432 608">目的</td> <td data-bbox="432 464 1005 608"> <ul style="list-style-type: none"> 主に公式試合開催に関わる感染状況を把握する クラブから専門家チーム、リーグに相談する </td> </tr> <tr> <td data-bbox="255 608 432 700">報告する事案</td> <td data-bbox="432 608 1005 700"> <ul style="list-style-type: none"> 陽性診断を受けた 濃厚接触者指定を受けた </td> </tr> <tr> <td data-bbox="255 700 432 1166">報告対象者</td> <td data-bbox="432 700 1005 1166"> <ul style="list-style-type: none"> Jリーグ規約47条に記載されている者 <ul style="list-style-type: none"> ① 選手 ② 実行委員、運営担当、広報担当およびセキュリティ担当等 ③ 監督、コーチ、ドクターおよびアスレティックトレーナー等のメディカルスタッフ エントリーの可能性のある選手・スタッフに接触している可能性が高いと考えられるクラブ関係者 来場者（陽性診断のみ） </td> </tr> </table>	目的	<ul style="list-style-type: none"> 主に公式試合開催に関わる感染状況を把握する クラブから専門家チーム、リーグに相談する 	報告する事案	<ul style="list-style-type: none"> 陽性診断を受けた 濃厚接触者指定を受けた 	報告対象者	<ul style="list-style-type: none"> Jリーグ規約47条に記載されている者 <ul style="list-style-type: none"> ① 選手 ② 実行委員、運営担当、広報担当およびセキュリティ担当等 ③ 監督、コーチ、ドクターおよびアスレティックトレーナー等のメディカルスタッフ エントリーの可能性のある選手・スタッフに接触している可能性が高いと考えられるクラブ関係者 来場者（陽性診断のみ） 	<p>プロトコル1：感染予防と、感染への対処</p> <p>VI.重要事象報告（Jリーグと専門家チームへの報告・相談）</p> <p>21.重要事象報告</p> <p>(1) <u>2022年9月20日</u>以降の運用 <u>（リーグ指定の管理ツールへ入力）</u></p> <table border="1" data-bbox="1142 512 1890 1214"> <tr> <td data-bbox="1142 512 1319 652">目的</td> <td data-bbox="1319 512 1890 652"> <ul style="list-style-type: none"> 主に公式試合開催に関わる感染状況を把握する クラブから専門家チーム、リーグに相談する </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1142 652 1319 745">報告する事案</td> <td data-bbox="1319 652 1890 745"> <ul style="list-style-type: none"> 陽性診断を受けた 濃厚接触者指定を受けた </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1142 745 1319 1214">報告対象者</td> <td data-bbox="1319 745 1890 1214"> <ul style="list-style-type: none"> Jリーグ規約47条に記載されている者 <ul style="list-style-type: none"> ① <u>選手</u> ② <u>監督、コーチ、ドクターおよびアスレティックトレーナー等のメディカルスタッフ</u> エントリーの可能性のある選手・スタッフに接触している可能性が高いと考えられるクラブ関係者 来場者（陽性診断のみ） </td> </tr> </table>	目的	<ul style="list-style-type: none"> 主に公式試合開催に関わる感染状況を把握する クラブから専門家チーム、リーグに相談する 	報告する事案	<ul style="list-style-type: none"> 陽性診断を受けた 濃厚接触者指定を受けた 	報告対象者	<ul style="list-style-type: none"> Jリーグ規約47条に記載されている者 <ul style="list-style-type: none"> ① <u>選手</u> ② <u>監督、コーチ、ドクターおよびアスレティックトレーナー等のメディカルスタッフ</u> エントリーの可能性のある選手・スタッフに接触している可能性が高いと考えられるクラブ関係者 来場者（陽性診断のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> 9月20日より適用 「実行委員、運営担当、広報担当およびセキュリティ担当等」を報告対象から外す 選手、監督コーチ等エントリー対象となるチームスタッフ、エントリーの可能性のある者との接触疑い者、来場者の報告は継続する
目的	<ul style="list-style-type: none"> 主に公式試合開催に関わる感染状況を把握する クラブから専門家チーム、リーグに相談する 														
報告する事案	<ul style="list-style-type: none"> 陽性診断を受けた 濃厚接触者指定を受けた 														
報告対象者	<ul style="list-style-type: none"> Jリーグ規約47条に記載されている者 <ul style="list-style-type: none"> ① 選手 ② 実行委員、運営担当、広報担当およびセキュリティ担当等 ③ 監督、コーチ、ドクターおよびアスレティックトレーナー等のメディカルスタッフ エントリーの可能性のある選手・スタッフに接触している可能性が高いと考えられるクラブ関係者 来場者（陽性診断のみ） 														
目的	<ul style="list-style-type: none"> 主に公式試合開催に関わる感染状況を把握する クラブから専門家チーム、リーグに相談する 														
報告する事案	<ul style="list-style-type: none"> 陽性診断を受けた 濃厚接触者指定を受けた 														
報告対象者	<ul style="list-style-type: none"> Jリーグ規約47条に記載されている者 <ul style="list-style-type: none"> ① <u>選手</u> ② <u>監督、コーチ、ドクターおよびアスレティックトレーナー等のメディカルスタッフ</u> エントリーの可能性のある選手・スタッフに接触している可能性が高いと考えられるクラブ関係者 来場者（陽性診断のみ） 														